

TOPIC | 1 | 改正温対法が成立、地域脱炭素化促進事業が創設

「2050年までの脱炭素社会の実現」を明記した、改正地球温暖化対策推進法(温対法)が成立した。22年4月の施行を目指す。菅首相は昨年10月、50年までのカーボンニュートラルの実現を宣言したが、将来、政権が変わっても政策が継続されるよう、法律に明記し、国の姿勢を明確にした。

50年までのカーボンニュートラルの目標実現には、地域資源である再エネの活用は無視できない。一方で、メガソーラーなど再エネ施設の建設地では、騒音や景観を心配する地域住民とのトラブルも各地で相次いでいる。

このため今回、法律を改正し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した地域脱炭素化促進事業を推進する仕組みを創設し、地域の合意形成を円滑

化しつつ、地域の脱炭素化を促進することとした。地域脱炭素化促進事業とは、地域に役立つ再生エネ発電事業で「太陽光や風力、水力など」(環境省)が対象になる。市町村は、この事業を推進する「促進区域」を設定するが、地域住民などとのトラブルを防ぐため、設定前に地域の協議会などを通じて住民の意見を聞くことができる。事業者も計画実施前に住民に説明することができるため、事業参入のリスクが計算できることになる。

また、温暖化対策として、都道府県などが実行計画を策定しているが、施策ごとの目標は記載事項ではなかった。今回の法改正で、都道府県に再生エネの導入目標の設定を義務付けた。市町村にも目標設定の努力義務を求めた。

TOPIC | 2 | 住宅脱炭素化で素案、省エネ性能適合義務化を明記

国土交通、経済産業、環境の3省連携で設置した「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」で、取りまとめに向けた素案が公開された。

素案では住宅・建築物の省エネ対策の強化に関連し、①省エネ性能を底上げするために基礎となる取組(ボトムアップ)②省エネ性能を段階的に引き上げていくための取組(レベルアップ)③市場全体の省エネ性能の向上、牽引するための取組(トップアップ)により施策を進めていく。

ボトムアップに関しては、住宅の省エネ基準適合義務化を明記。基準の水準は現行を基本とすることとしたが、将来的には、基準の段階的な引き上げを行っていく考えも示した。レベルアップについては、ZEH・ZEBの取組拡大に向け、各種制度の要求水準を整合させ、誘導目標を明確化する。トップアップについては、全体の省エネ性能の向上を牽引する取組として、ZEH+やLCCM住宅など、より高い省エネ性能を実現する取組を促進する方針だ。そのほか、既存住宅・建築物での省エネ化も推進する。

国の住宅脱炭素化のあり方・進め方(素案)の主な項目

- 住宅も含めて省エネ基準適合義務の対象範囲を拡大
- 将来的には、省エネ基準の段階的な引き上げを実施
- 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅などをZEH・ZEBの水準の省エネ性能に引上げる
- 住宅トップランナー制度に分譲マンションを追加
- ZEH+やLCCM住宅の普及を促進
- リフォームに適した省エネ建材・工法等の開発・普及を推進
- ZEH・LCCM住宅などの普及拡大に向けた支援を通じて住宅への太陽光発電の設置を促す
- 太陽光発電の公共建築物の新築での標準化に向けた取り組みを推進
- 木造建築物での建築基準の合理化、非住宅建築物や中高層住宅での木造化への支援などを実施

また、木材は炭素貯蔵効果が高いことから、住宅・建築物での木材の利用拡大に向けた取組みも推進する。

太陽光発電の住宅への設置義務化については盛り込まれず、ZEH・LCCM住宅などの普及拡大に向けた支援などで設置を促すといった表現にとどめた。

国は6月下旬開催予定の次回検討会までにこうした最終取りまとめ案を作成する予定だ。

今知りたい情報がここにある

住生活産業のための
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online premium

ハウジングトリビューン オンライン プレミアム

<https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/>